渋谷大橋会計ニュース

Shibuya Ohashi certified public accountants

編集発行人　公認会計士　大 橋 秀 夫

〒150-0011　東京都渋谷区東1丁目16番6号　TEL：03-6419-2020　FAX：03-6419-2021

URL:www.ohashikaikei.pro　Email:sun@shibuyaohashi.pro

つるぼ

9月

2023（令和5年）
長月 －SEPTEMBER－

18日・敬老の日
23日・秋分の日

日		10	24
月		11	25
火		12	26
水		13	27
木		14	28
金	1	15	29
土	2	16	30
日	3	17	
月	4	18	
火	5	19	
水	6	20	
木	7	21	
金	8	22	
土	9	23	

9月の税務と労務

国　税　8月分源泉所得税の納付　9月11日

国　税　7月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）　10月2日

国　税　1月決算法人の中間申告　10月2日

国　税　10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合）　10月2日

ワンポイント　酒類の税率見直し

10月から酒類の税率が見直されます。これは類似する酒類間の税負担の公平性を回復することなどが目的で、令和8年10月まで段階的に実施されます。今年10月の見直しでは、ビール系飲料（350mℓ）は、ビールが6.65円引き下げられる一方、新ジャンルは9.19円引き上げられ発泡酒と同額となります。

固定資産の修理や改良などのために支出した金額については、「修繕費」として支出した際の費用として計上するか、また修繕費に該当しない支出は「資本的支出」として資産計上を行い、その後、耐用年数に応じて減価償却費として費用化されていくことになります。

今回は修繕費と資本的支出の判断のポイントについて、事例も踏まえて確認していきたいと思います。

一　修繕費に該当するもの

固定資産の維持管理や原状回復のために要したと認められる消極的な支出の金額が修繕費に該当します。

例えば、機械装置の移設（集中生産を行うなどのための移設を除く）に要した費用は、解体費を含めて修繕費に該当します。

二　資本的支出に該当するもの

固定資産の使用可能期間を延長させ、または価値を増加させる等の積極的な支出の金額が資本的支出に該当します（下記「例示」参照）。

前述の修繕費になるかどうかの判断は、「修繕費」、「改良費」などの名目によるものではなく、その実質によって行われます。

【資本的支出の例示】
建物の避難階段の取付けなど、物理的に付け加えた部分の金額
用途変更のための模様替えなど、改造や改装に直接要した金額
機械の部分品を特に品質や性能の高いものに取り替えた場合で、その取替えの金額のうち通常の取替えの金額を超える部分の金額

なお、建物の増築、構築物の拡張、延長などは、資産の取得そのものに該当します。

三　少額または周期の短い支出の取扱い

一つの修理や改良などの金額が20万円未満の場合、または、おおむね3年以内の期間を周期として行われる修理、改良などである場合は、その支出した金額を修繕費とすることができます。

四　修繕費であるか資本的支出であるかが明らかでない金額がある場合の取扱い

一つの修理や改良などの支出のうちに、修繕費であるか資本的支出であるかが明らかでない金額がある場合には、次の基準により、その区分を行うことが可能です。

① その支出した金額が60万円未満のとき、またはその支出した金額が、その固定資産の前事業年度終了の時における取得価額のおおむね10%相当額以下であるときは、修繕費とすることができます。

② 継続してその支出した金額の30%相当額とその固定資産の前事業年度終了の時における取得価額の10%相当額とのいずれか少ない金額を修繕費とし、残額を資本的支出としているときは、その処理が認められます。

五　災害により被害を受けた場合の取扱い

被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水または土砂崩れの防止などのために支出した金額については、その金額を修繕費として計上することが認められています。

ただし、被災資産の復旧に代えて新規に資産を取得した場合は、新たな資産の取得になるため、修繕費としての処理は認められません。

また、修繕費か資本的支出か明らかでないものがある場合においては、その金額の30%相当額を修繕費とし、残額を資本的支出として計上することが認められています。

六　事例確認

修繕費と資本的支出の判断について、事例を見ながら確認していきます。

Q　節電対策として、すべての蛍光灯管を蛍光灯型LEDランプに取り替えることに

しました。照明設備自体についての工事は行いませんが、修繕費として処理しても問題ありませんか。

A LEDランプに取り替えることによって節電効果や使用可能期間などが向上することから、資本的支出に該当するのではないかとも考えられますが、一方でLEDランプは照明設備（建物附属設備）がその効用を発揮するための一つの部品であり、かつ、その部品の性能が高まったことをもって、建物附属設備としての価値が高まったとまではいえないと考えられるため、修繕費として処理することが相当とされています。

Q インボイス制度に対応するため、固定資産であるPOSのレジシステム、商品の受発注システムのプログラムにつき、現行の請求書等のフォーマットに登録番号等制度に対応する仕様変更を行うことを検討しています。

これらの修正に要する費用は、修繕費として問題ありませんか。

A プログラムの修正が、ソフトウエアの機能の追加、機能の向上等に該当する場合は、その修正に要する費用は資本的支出に該当し、現状の効用の維持等に該当する場合は、その費用は修繕費に該当します。

インボイス制度の実施に伴い、システムに従来備わっていた機能の効用を維持するために必要な修正を行うものであることが作業指図書等から明確である場合には、新たな機能の追加、向上等に該当せず、これらの修正に要する費用は修繕費として取扱われることとなります。

ただし、例えば次のようなシステムの修正は、現状の効用の維持等に該当しませんので、その修正に要する費用は修繕費とはならないことに注意が必要です。

- 受発注システム上で受領し、または取り込んだ請求書に記載された取引先の登録番号と国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトに公表されている情報を自動で照合し、確認する機能を新たに搭載するもの
- これまでシステムで作成した請求書等を紙媒体で出力し交付していたものを、電子交付まで自動で行えるよう仕様変更するもの

Q 既に法定耐用年数を経過した固定資産に修理を行っていますが、この場合の費用は、資本的支出に該当することになりますか。

A 「資本的支出」とは、前述のとおり、固定資産の使用可能期間を延長するための支出とされています。法定耐用年数を経過した資産に修理、改良等を行った場合には、その資産の使用可能期間を延長させるものとして、すべて資本的支出に該当するように思えるかもしれません。

しかし、法定耐用年数は減価償却制度における計算要素ではありますが、それが必ずしもその資産の絶対的な使用可能期間を表しているわけではありません。

したがって、既に法定耐用年数を経過した固定資産であっても、現に使用している限りは、前述の考え方に基づいて修繕費と資本的支出の判断を行うことになります。

【参考資料】国税庁「資本的支出と修繕費」

ミクストラン

コロナ禍では、事業再構築補助金などにより、本業とは業態を変えた業種に転換させることを加速させました。ミクストランもその一つと言えるでしょう。

ミクストランとは、「ミックス」と「レストラン」を組み合わせた造語で、複合型飲食店のことです。TSUTAYAとスターバックスの複合店は以前からあり、先駆者的な存在です。“飲食店×異業種”で生まれる付加価値は非常に大きく、集客を単体で目指そうとすると難しいですが、異業種を併設することで相乗効果が生まれ集客力がアップするなど、経営側のメリットもあります。“コインランドリー×カフェ”や“釣り堀×居酒屋”など様々なミクストランが登場し、交わらなかった異業種が同じ場所で営業することにより、待ち時間の時短や効率化、新しいコミュニティーが生まれるなど、単体のときよりも営業自体のアイデアがぐっと広がります。

今後、このムーブメントは注目です。

税金クイズ

時代劇で有名なキャラクター「座頭市」は、劇中ではマッサージ師（按摩）として生計を立てている姿が描かれていますが、彼は今でいうところのどのような租税を納めていたのでしょうか？

①売上税　②無税　③免許税

【解説】

江戸時代の按摩の営業は、当道座（とうどうざ）という盲人が組織する座（職能集団）が管理していました。座には、男性の盲人だけが加入することができ、座に金銭を納めることで、技術を習得し、営業することができました。

当道座の本所（支配者）は、久我家という公家でした。朝廷の中で摂関家に次ぐ高い家格（清華家）を持ち、朝廷内で政治の中心を担う大臣になる家柄でした。武士と同様に、領主として石高700石の所領を支配し、所領からの年貢のほか、当道座からの上納金も大きな財源となっていました。

このような久我家の権威の下で、座は盲人の合議による自治的な運営が行われていました。座内部の職階は、検校・別当・勾当・座頭の四官に分かれ、さらに16階73刻に細分化されていました。内部の犯罪に対しては、裁判を行い、死刑や遠島などの重い刑罰も課すことができました。盲人は元の身分を抜けて座に加入することで、座から人身と営業の支配を受けたのです。

江戸時代には、当道座の他にも、公家や有力寺院などを本所とし、さまざまな芸能や宗教を生業とする人々が独自の組織を作り、自分たちの権益を確保していました。そのため、江戸時代には、雑多な免許税が存在していたのです。

正解は、③免許税でした。

（出典：税務大学校税務情報センター）

納付書の事前送付が取りやめに

国税庁では、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでおり、令和６年５月以降に送付する分から、次の方を対象に納付書の事前の送付を取りやめます。

- e-Taxにより申告書を提出している法人（義務化されている法人を含む）
- e-Taxで「予定納税額の通知書」の通知を希望した個人
- ダイレクト納付、振替納税、インターネットバンキング等による納付など、キャッシュレス決済の手段により納付している法人・個人

なお、源泉所得税の徴収高計算書は、引き続き納付書の送付が予定されています。

キャッシュレス納付未対応の方は、この機会に導入を検討してみてはいかがでしょうか。

KEY WORD
固定資産税等の精算と譲渡収入

固定資産税及び都市計画税は、各年ごとに、その年の１月１日における土地又は家屋の所有者を納税義務者として課されるものであり、その年の賦課期日後に所有者の異動が生じたとしても、新たに所有者となった方が改めて固定資産税等の納税義務を負担することはありません。

ただし、年の中途において土地建物の売買契約を締結するに際し、買主が売主に対し、未経過固定資産税等に相当する額を支払う慣習がありますが、これは、売主が負担する固定資産税等を、当事者間で所有期間に応じた負担とする調整を行うものであり、実質的にはその土地及び家屋の譲渡の対価の一部を構成するものと解すると考えられます。

したがって、不動産を譲渡した場合に、その不動産の未経過固定資産税等に相当する額を受け取ったときは、その金額は譲渡所得の収入金額に算入します。